

資料

資料 1 大津市総合計画等策定懇談会

1. 大津市総合計画等策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想（以下「基本構想」という。）及び基本構想を実現するための基本的な計画で市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるもの（以下「基本計画」という。）並びに大津市国土利用計画（以下「国土利用計画」という。）の策定に関し、住民、関係団体、民間事業者等から広く意見を聴取するため、大津市総合計画等策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見を聴取する事項)

第2条 懇談会においては、次に掲げる事項について、意見を聴取する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) 基本計画の策定に関すること。
- (3) 国土利用計画の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、懇談会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者25人以内で構成する。ただし、第3号の規定による公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、第1号及び第2号に掲げる者をもって構成するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体その他団体が推薦する者
- (3) 市長が行う構成員の公募に応募した市民

(会議)

第4条 懇談会の会議（以下この条において「会議」という。）は、第6条の規定により庶務を担当する課の長（以下「庶務担当課長」という。）が招集する。

- 2 懇談会に座長を置き、構成員のうちから、庶務担当課長が指名する。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 庶務担当課長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開するものとし、公開に関する事項は、別に定める。

(部会)

第5条 懇談会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき構成員は、庶務担当課長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する構成員のうちから、庶務担当課長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会議の進行を行う。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、庶務担当課長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月6日から施行する。

2. 大津市総合計画等策定懇談会 委員名簿 (50音順 敬称略)

氏 名	所 属
井上 伸一	ファザーリング・ジャパン滋賀
内海 善夫	大津地区労働者福祉協議会
大澤 光雄	大津市自治連合会
金子 良治	大津市体育協会
木村 隆	公益社団法人大津市医師会
木村 恭子	大津市地域女性団体連合会
桐畑 弘嗣	社会福祉法人大津市社会福祉協議会
小林 妙子	大津市健康推進連絡協議会
柴山 直子	公募
大道 良夫	大津商工会議所
田中 眞一 (平成27年度) 井上 敏 (平成28年度)	公益社団法人びわ湖大津観光協会
塚口 博司	立命館大学理工学部
中野 友博	びわこ成蹊スポーツ大学生涯スポーツ学科
西井 三紀子	公募
西垣 泰幸	龍谷大学経済学部
西山 彰子	女性の起業を応援する会
藤村 修	大津市老人クラブ連合会
淵元 純子	一般社団法人滋賀県助産師会
松井 佐彦	大津市文化連盟
宗田 好史	京都府立大学生命環境学部
森永 朋和	一般社団法人大津青年会議所
八木 匡	同志社大学経済学部
山中 学	大津市PTA連合会

3. 検討の経過

会議	日程	議事
第1回	平成27年12月21日	(1) 次期総合計画及び国土利用計画の策定について (2) これまでの取組状況について (3) 基本構想の構成(案)について
第2回	平成28年1月25日	(1) 基本構想の策定に向けて (2) 国土利用計画小委員会の委員について
第3回	平成28年2月23日	(1) 総合計画の総括評価結果について(中間報告) (2) 基本構想骨子(案)について
第4回	平成28年5月20日	(1) 基本構想(素案)について (2) 実行計画(基本計画部分)の策定に向けた取組について
第5回	平成28年8月5日	(1) 基本構想(案)について(報告) (2) 実行計画(基本計画部分)素案について (3) 実行計画(基本計画部分以外)の構成について (4) 国土利用計画(素案)について(報告)
第6回	平成28年11月8日	(1) 実行計画(基本計画部分)案について (2) 国土利用計画(素案)について

資料 2 市民参画実施概要

大津市総合計画を市民の皆さまと共に策定するために、策定の各段階において市民参画の機会を設け、多くの市民の参加を得て交流を行い、まちづくりや計画内容に関する情報をお知らせするとともに、ご意見をお聴きしました。各々の参画機会の実施概要は以下の通りです。

1. 市民意見交換会

異なるニーズや課題をお持ちであると考えられる多様な年代層や活動分野の市民の皆さまからまちづくりへの意見や大津市の未来に期待する声を直接お聴きすることを目的として、自由な意見交換会を開催しました。

意見交換会名称	参加者	開催日	意見をお聞きした内容
おおつ未来まちづくり学生会議	龍谷大学学生（12人）	平成26年7月～11月（全4回）	・まち歩きやワークショップの実施 ・グループ別に大津の将来像を検討し発表
まちづくり意見交換会（女性グループ）	市内在住の女性（12人）	平成27年2月9日	・大津のまちについて思うこと ・女性が住みやすいまちにするには
まちづくり意見交換会（外国人グループ）	市内在住の外国人（7人）	平成27年3月6日	・大津のまちについて思うこと ・外国人が住みやすいまちにするには
おおつ夢カフェ（まちづくり意見交換会）	無作為抽出した中から応募のあった市民（27人）	平成27年3月15日	・大津のまちがこんなふうになったらいいのに ・大津の将来像
市長と大学生との意見交換会	龍谷大学生（8人）	平成27年6月30日	・大津のまちについて思うこと ・大津のまちづくりに若者が関わるには ・選挙に対する若者の考え
市長と大学生との意見交換会	成安造形大学及びびわこ成蹊スポーツ大学学生（8人）	平成27年7月3日	・大津のまちについて思うこと ・大津のまちづくりに若者が関わるには ・選挙に対する若者の考え

2. 市民インタビュー

大津市内で、まちづくりに関わる各分野で活躍されている市民の持つ専門的知見や活動経験を計画策定に活かすことを目的に、当該市民へのインタビューを実施し、大津市のまちづくりに対する意見や大津市の未来に期待する声をお聴きしました。

対象者	市内の産業、福祉、医療、都市計画、教育、文化、観光など様々な分野で活躍されている人（22名）
実施時期	平成27年11月～平成28年1月
インタビュー項目	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の大津市をどんなまちだと感じていますか（まちのイメージ） ・大津市の強み（まちの良さ、満足している点など）は何だと思えますか ・大津市にふさわしい将来のまちはどのような姿ですか（目指すべきまちのイメージ） ・今後、大津市のまちづくりに重要な取組は何だと思われますか ・大津市へのメッセージ（漢字一文字又は一言で表すとすれば・・・）

3. 地域別まちづくり会議

南北に長い地形で自然・生活・文化等にも特性がみられる大津の現状を反映した計画の策定に向け、各地域の現状や課題を把握することを目的に、市内7地域ブロック（北部、西北部、中北部、中部、中南部、南部、東部）別の地域別ワークショップを実施し、地域の魅力や問題点を洗い出し、地域の将来像やその実現に向けた取組や役割分担について考えました。なお、地域別まちづくり会議は、同時期に策定を進めていた大津市都市計画マスタープランの検討とあわせて実施しました。

参加者	自治会からの推薦を受けた市民（第1回：総数141名、第2回：総数125名）
開催日	ブロック別に各2回開催 第1回：平成27年12月5日～12月20日 第2回：平成28年2月27日～3月13日
内容	第1回 ・地域の魅力と問題点を語り合おう ・今後の取組を考えよう 第2回 ・重点的な今後の取組 ・地域の将来像 ・今後の取組の役割分担

4. まちづくり市民ワークショップ

まちづくりに対する市民の自由な意見やアイデアを計画策定に活かすことを目的に、一般公募による市民ワークショップを実施し、10年先、20年先も大津に住み続けるために、今後、重点的に取り組んでいくべき事業や実現のための協働・参画のあり方について意見交換を行いました。

参加者	一般公募による、市民、市内への通勤または通学者（24名）
開催日時 ・場所	平成28年2月11日（木・祝） 13:00～15:30 市役所別館1階大会議室
検討内容	・10年先、20年先も大津に住み続けるために、大津市は今後どのような施策に重点的に取り組んでいくことが重要だと思いますか。 ・そのために、市民のどのような協働・参画が考えられますか。

5. 大津市総合計画・大津市都市計画マスタープラン まちづくりフォーラム

大津市総合計画および大津市都市計画マスタープランの策定について周知するとともに、計画に基づくまちづくり推進のきっかけづくりを目的として、両計画の策定に関わった委員や市長の参加によるフォーラムを開催し、市民の皆さまと大津市のまちづくりについて考えました。

参加者	市民（120名）
開催日時 ・場所	平成28年11月13日（日） 14：00～16：20 市役所別館1階大会議室
内容	<p>○計画説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画基本構想について ・都市計画マスタープランについて <p>○パネルディスカッション</p> <p>テーマ「住み続けたいまちとは」</p> <p>進行：宗田好史（京都府立大学生命環境学部教授、大津市総合計画等策定懇談会委員、大津市都市計画マスタープラン案策定専門部会部会長）</p> <p>パネラー：青山吉隆（京都大学名誉教授、大津市都市計画審議会会長） 清水耕二（大津市自治連合会会長） 西垣泰幸（龍谷大学経済学部教授、大津市総合計画等策定懇談会委員） 越直美（大津市長）</p>

資料 3 大津市のまちづくりに関する市民意識調査

市民に対して、前大津市総合計画第3期実行計画に掲げる施策に対する満足度や重要度等を把握することにより、市民の意見を取り入れた総合計画を策定することを目的に実施しました。

1. 調査実施概要

調査対象者	市内に居住する18歳以上の男女、3,000人
抽出方法	住民基本台帳を用いた無作為抽出
調査方法	調査票を郵送により配布・回収
調査期間	平成27年12月11日～12月28日
配布・回収状況	配布数 3,000件 回収数 1,388件（回収率46.3%） 有効回答数 1,388件（有効回収率46.3%）

2. 設問項目

設問分野	設問項目
回答者の属性	・性別、年齢 ・同居家族の構成、子ども・高齢者の同居有無 ・居住年数、居住地（小学校区）、出身地
暮らしの満足度と定住意向	・大津市での暮らしの満足度 ・今後の定住意向
まちづくり施策の評価	・大津市が進める52のまちづくり施策の満足度・重要度
基本計画の総括	・10年前と比べた住み心地の変化 ・大津市が進める52のまちづくり施策の進捗度
大津市の資産と将来のまちの姿	・大津市というまちに誇りを感じる事 ・大切にしたい資源や魅力 ・特に望まれる取組、将来の大津市に望むまちの姿
自由意見	・大津の市政やまちづくりについての意見・提案

資料 4 前総合計画（H19年度～H28年度）総括評価

大津市では、総合計画の進捗状況をP D C Aサイクルで管理する手法として、内部評価（行政評価）を実施していますが、総合計画をより客観的かつ専門的な視点から評価を行うため、外部の有識者からなる大津市総合計画総括評価会議を設置し、前総合計画第3期実行計画における課題の明確化と方向性の提示を目指して総括評価を実施しました。

1. 大津市総合計画総括評価会議の実施概要

委員	西垣 泰幸（龍谷大学経済学部 教授） 八木 匡（同志社大学経済学部 教授） 阿部 大輔（龍谷大学政策学部 准教授） 加藤 秀弥（龍谷大学経済学部 准教授）
開催状況	全5回開催 平成27年11月～平成28年2月
検討の手順	①基本政策に関する資料分析、事務局への質問照会 ②基本政策の評価（内部評価結果を元に施策、基本政策を評価） ③基本方針の評価（基本政策評価結果を元に基本方針を評価） ④計画全体に関する評価

資料 5 パブリックコメント

総合計画の策定に向けて、大津市パブリックコメント制度に基づき、基本構想（案）、実行計画（基本計画部分）（案）、実行計画（実施計画部分）（案）の各段階での案を示し、パブリックコメントを実施しました。

1. 「大津市総合計画基本構想（案）」に対するパブリックコメント

パブリックコメント対象	大津市総合計画基本構想の全体案
募集期間	平成 28 年 6 月 23 日～平成 28 年 7 月 12 日
募集結果	意見提出者 3 人、意見総数 8 項目

2. 「大津市総合計画実行計画（基本計画部分）（案）」に対するパブリックコメント

パブリックコメント対象	大津市総合計画実行計画のうち、施策の課題、目標とする姿及び視点を定めた基本計画部分の全体案
募集期間	平成 28 年 10 月 7 日～平成 28 年 10 月 26 日
募集結果	意見提出者 10 人、意見総数 72 項目

3. 「大津市総合計画実行計画（実施計画部分）（案）」に対するパブリックコメント

パブリックコメント対象	大津市総合計画実行計画のうち、施策毎の指標値と主な取組を定めた実施計画部分の全体案
募集期間	平成 28 年 12 月 28 日～平成 29 年 1 月 16 日
募集結果	意見提出者 3 人、意見総数 98 項目

資料 6 議決日

大津市総合計画基本構想及び大津市総合計画基本構想を実現するための基本的な計画（基本計画）に係る議案は、大津市議会における審議を経て可決されました。

○大津市総合計画基本構想

議決日 平成 28 年 9 月 30 日

○大津市総合計画基本構想を実現するための基本的な計画

議決日 平成 28 年 12 月 21 日

資料 7 施策別数値目標一覧

施策別	指標項目	指標の説明	単位	基準値	基準年	目標値 (平成32年度)
施策1 子育て環境の充実	待機児童数	国の定義による年度当初の待機児童数	人	0	平成28年度 (年度当初)	0 (平成33年度当初)
	3年保育の実施率	市立幼稚園の3年保育実施園数 / 市立幼稚園数	%	0	平成28年度	100
	地域子育て支援拠点利用者数	市内7箇所にある地域子育て支援拠点の利用者数の合計	人/年	148,632	平成27年度	157,000
施策2 出産から育児への切れ目のない支援	乳児家庭全戸訪問事業実施率	乳児家庭全戸訪問事業実施件数 / 出生数	%	94.9	平成27年度	100.0
	妊婦健康診査受診券利用率	妊婦健康診査受診券利用枚数 / 妊婦健康診査受診券発行枚数 (基本健診)	%	84.3	平成27年度	100.0
施策3 いじめ対策の推進	いじめが収束した割合	学校からの報告書により集計いじめ解消件数/いじめ事案件数	%	99.7	平成27年度	100.0
	前学年の時にいじめを受けなかった子どもの割合	児童生徒を対象としたアンケート調査結果により算出	%	66.1	平成28年度	71.1
施策4 子どもを守る仕組みの充実	子育て支援プログラム・児童虐待防止研修の参加者数	児童虐待を未然に防止するための研修受講者数 対象者は保護者と児童	人/年	1,088	平成27年度	1,200
	子どもの居場所づくり箇所数 (寺子屋プロジェクト)	寺子屋プロジェクト実施箇所数	か所	18	平成27年度	36
	発達支援療育事業利用者 (登録者) 数	1～3歳児の発達支援療育広場及び発達支援療育の利用者数	人/年	102	平成27年度	120
施策5 子どもの教育の充実	子どもによる学校評価アンケートの総合的な平均値	学校の取組を評価するために、児童生徒を対象に実施しているアンケートのすべての評価の平均値 (3点満点)	ポイント	2.33	平成27年度	2.55
	保護者による学校評価アンケートの総合的な平均値	学校の取組を評価するために、保護者を対象に実施しているアンケートのすべての評価の平均値 (3点満点)	ポイント	2.25	平成27年度	2.55
施策6 高齢者の福祉・介護の充実	在宅療養を実現できると考える市民の割合	各ブロックで実施する、在宅療養・看取りの市民啓発講座及び市民対象の出前講座参加者調査結果	%	18.3	平成28年度	30
	認知症サポーター養成講座受講者数	認知症患者やその家族を地域や職場で支える人材を育てるための講座への受講者数 (累計)	人	15,549	平成27年度	24,500
	介護予防に取り組む市民の数 (健康いきいき講座受講者数)	介護予防講座 (健康いきいき講座) の参加者数	人/年	1,377	平成27年度	1,600
施策7 障害者福祉の充実	働き・暮らし応援センターを通じて、一般就労に移行した障害者数	働き・暮らし応援センター等、関係機関との連携により就労の機会を確保できた障害者数	人/年	81	平成27年度	90
	障害福祉に関する延べ相談件数	障害者からの相談に応じた必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用援助等の件数	件/年	31,240	平成27年度	37,488
施策8 安定した社会保障制度の運営	特定健康診査受診率	大津市国民健康保険被保険者に実施している生活習慣病の早期発見・予防を目的とする健診の受診者の割合 特定健康診査受診者数 / 40歳以上の被保険者数	%	37	平成27年度	60
	自立支援プログラム達成者数	市として要支援者の状況に応じて6つの自立支援プログラムの中から要支援者に対するプログラムを選択し、受講を促しており、指標は各プログラムの目標を達成した人の合計人数	人/年	326	平成27年度	350

総計計画策定にあたって

基本構想

実行計画

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

基本政策6

基本政策7

基本政策8

基本政策9

基本政策10

基本政策11

基本政策12

基本政策13

計画の推進

資料

施策別	指標項目	指標の説明	単位	基準値	基準年	目標値 (平成 32 年度)
施策 9 健康増進と 地域医療の充実	健康寿命 (平均寿命と健康寿命との差)	日常生活動作が自立している期間の平均である健康寿命を延ばし、平均寿命との差を縮める	年	男性 1.78 女性 3.86	平成 26 年度	男性 1.78 未満 女性 3.86 未満
	在宅医療の利用者数	大津市医師会診療所において、特定の月 1 ヶ月の間に訪問診療を受けた対象者の実人数	人	1,793	平成 28 年度 (10 月調査分)	2,500
施策 10 保健衛生の確保	食中毒発生件数	年度期間内の食中毒発生件数	件 / 年	2.8	H23 ~ H27 年度 平均	0
	前年度指導実施施設等の感染症集団発生率	前年度指導実施施設のうち、感染症集団発生施設数 / 前年度指導実施施設数	%	34.8	平成 27 年度	0
施策 11 学校給食を始めとする食育の推進	朝食を摂食する人の割合	アンケート結果による集計 (小学生・中学生・男性 (20-40 歳代)・4 か月児の母親への聞き取り)	%	84	平成 27 年度	95
	学校給食における地場産物を使用する割合	6 月、11 月に実施する学校給食における地場産物の活用状況の平均値 (地場産食材数 / 総食材数)	%	24	平成 27 年度	25
施策 12 生涯学習の推進	熱心まちづくり出前講座参加者数	市民からの要請に基づき、市が行政の取組等の講演を行う熱心まちづくり出前講座の受講者数	人 / 年	2,722	平成 27 年度	3,000
施策 13 青少年の健全育成	青少年育成学区民会議活動への参加者数	各学区の青少年育成学区民会議活動への参加者数	人 / 年	58,751	平成 27 年度	61,000
施策 14 市民活動と協働の推進	行政と市民・市民団体及び事業者との協働事業実施件数	庁内各所属における、市民、市民団体等との協働事業の実施件数	件 / 年	105	平成 26 年度	130
	(仮称) まちづくり協議会の設立数	学区単位の誰もが参加する新たな地域自治組織の設立数	団体	0	平成 28 年度	5
施策 15 人権の尊重と 平和社会の実現	人権を考える大津市民のつどいの参加者数	人権を考える大津市民のつどいの参加者数 (計画期間内累計)	人	25,050	平成 25 ~ 28 年度 累計	25,450
	平和イベントへの参加者数	イベント会場への来場者数	人 / 年	500	平成 28 年度	1,000
施策 16 女性が活躍する 社会の実現	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定事業者数 (努力義務である常時雇用する労働者数 300 人以下の市内事業所に限る)	厚生労働省女性の活躍推進企業データベースで公表した事業者数	件	0	平成 27 年度	15
施策 17 大学連携の推進	大学連携相互協力事業数	大学と行政との連携・相互協力事業数	事業 / 年	233	H23 ~ H27 年度 平均	245
施策 18 オンリーワンを 活かした国内外 からの誘客の推進	来訪者の満足度	市外からの来訪者に対し、アンケート調査を行い、「たいへん満足」、「満足」、「やや満足」、「どちらともいえない」、「やや不満」、「不満」、「たいへん不満」の 7 段階中、上の 3 つを回答した人の割合	%	68.7	平成 28 年度	75.0
	宿泊者数	市内宿泊施設へのアンケート調査結果	人 / 年	1,443,900	平成 27 年度	1,650,000
施策 19 多文化共生・国際 交流の推進	国際文化理解講座の参加者数	国際文化理解講座の参加人数	人 / 年	2,004	平成 27 年度	2,100
施策 20 琵琶湖を始めとする 自然環境の保全	環境保全活動年間参加者数	琵琶湖を美しくする運動実践本部の琵琶湖市民清掃、河川愛護活動、ヨシ保全活動への市民参加者数	人 / 年	94,720	平成 27 年度	95,000
	森林整備面積	人工造林、下刈、枝打、除伐、間伐の合計面積	ha / 年	116.99	平成 27 年度	120
施策 21 環境教育の推進	自然家族事業等累計参加者数	就学前児童と小学生並びにその家族を対象とした自然体験型プログラムである自然家族事業への参加者数 (累計)	人	8,104	平成 27 年度	11,000
施策 22 歴史・文化遺産の 保全・発信	国・県・市指定文化財の指定及び登録件数	国・県・市によって文化財として指定された件数及び国によって登録された文化財件数の累計	件	659	平成 27 年度	674
	歴史博物館来館者総人数 (延べ人数、貸館含む)	常設展示・企画展示・れきはく講座・貸館の来館者総数	人 / 年	87,000	H17 ~ H26 年度 平均	87,000

施策別	指標項目	指標の説明	単位	基準値	基準年	目標値 (平成32年度)
施策23 湖都にふさわしい 景観づくり	景観保全のための地区計画、 景観協定の設定地区面積	地区計画策定面積及び景観協定 締結面積の累計	ha	296.2	平成27年度	298.2
施策24 スポーツの普及・ 振興	市民の週1回以上の運動・スポー ツ実施率	18歳以上で運動・スポーツを週 1回以上実施している市民の割 合(市民アンケート結果より)	%	18歳～64歳 40.7 65歳以上 52.0	平成27年度	18歳～64歳 60.0 65歳以上 70.0
	学校以外での1日あたりの運動時 間(小学校5年生対象)	学校体育の授業以外で、運動(体 を動かす遊びを含む)やスポーツ をしている1日あたりの時間(文 部科学省実施の全国体力・運動能 力、運動習慣等調査結果より)	分	男子 84.0 女子 48.3	平成27年度	全国平均以上 (男子 85.4 女子 50.2 平成27年度値)
施策25 文化・芸術に親し める環境づくり	後援した文化・芸術事業への参加 者数	市民による自主的な文化・芸術 活動(イベント等)に対して後 援名義使用を許可した事業への 参加者数	人/年	161,439	平成27年度	172,000
施策26 災害に強いまちづ くりの推進	各学区における地区防災計画の策 定数	地域が主体となって作成する地 区防災計画の策定数	学区	0	平成27年度	36
	市民を対象とした消防防災訓練参 加者数	学区・地域の防災訓練、大津市 水防訓練を始めとした各消防署 主催の消防防災訓練における市 民参加人数の合計	人/年	21,800	平成27年度	50,000
施策27 防犯力の向上と 生活安全の推進	人口1万人あたりの刑法犯罪認知 件数	1月から12月までの市内にお ける人口1万人あたりの犯罪発 生(認知)の件数 年間の刑法犯罪認知件数/住民基 本台帳人口×10,000	件/年	75	平成27年度	65
	市内の交通事故死傷者数	1月から12月までの市内にお ける交通事故死亡者(24時間以内 の死亡者)数及び負傷者数の合計	人/年	1,540	平成27年度	1,300
施策28 消防・救急体制の 充実	人口1万人あたりの出火件数	1月から12月までの市内にお ける人口1万人あたりの出火件 数 年間の火災件数/住民基本台帳 人口×10,000	件/年	3.15	H23～H27年の 最大値	2.72
	心停止傷病者の救命率	市民により目撃された「心臓が 原因の心停止傷病者」のうち、 1ヶ月以上生存した人の割合	%	17	平成27年度	25
施策29 ライフラインの 確保	ガス導管総延長(本支管)	ガス導管(本支管)の総延長	km	1,270	平成27年度	1,329
	浄水施設耐震化率	(耐震対策の施された浄水施設 能力/全浄水施設能力)×100	%	2.8	平成27年度	23.0
	下水道施設(汚水管渠)の耐震化率	重要管渠(耐震化済)延長/重 要管渠(全体)延長	%	25.2	平成27年度	28.3
施策30 都心エリアの 再生と地域形成	都心地区における休日の歩行者・ 自転車通行量	都心地区において、測定地点を 定め、同じ条件にて調査した際 の1日あたりの歩行者・自転車 通行量の合計。調査は年2回実 施し、数値は2回の平均値を採 用する	人/日	11,379	平成27年度	13,000
	中山間地域における持続可能なま ちづくり組織の法人化件数	地域の活性化に向けたまちづく り組織の法人化件数	件	0	平成28年度	1
施策31 公共交通ネット ワークの再構築	交通輸送サービスのモデル事業実 施数	新たな交通輸送サービスの導入 に向け、地域との協働により試 験的に実証運行を行う地域の数	件	0	平成28年度	3
	バリアフリー化整備駅数	バリアフリー化実施駅の数	駅	14	平成28年度	16
施策32 住環境の整備	苦情や通報のあった老朽・有害空 き家等の指導方針確定率	指導方針確定件数/受付件数 (所有者等が特定され、相手方 が指導内容を理解されているも のを「確定」とみなす)	%	65	平成28年度 (10月末)	80
	地域猫活動支援事業の延べ取組数	大津市地域猫活動支援事業の取 組申請を行い、活動している延 団体数	組	32	平成27年度	50

施策別	指標項目	指標の説明	単位	基準値	基準年	目標値 (平成32年度)
施策33 商工業の振興	付加価値額	事業所の生産活動において、新たに付け加えられた価値のことで、滋賀県工業統計調査で公表される額	億円	1,212	平成26年度	1,259
	市内事業者の業況値	市内事業者が感じる景況に関する指数 「増加」「好転」した企業割合から「減少」「悪化」した割合を差し引いた数値 大津商工会議所の企業景況調査報告に公表される値	ポイント	▲15.9	平成28年度 (6月末)	5.0
施策34 農林水産業の活性化	人・農地プランの作成件数	農政審議会で認定した数	件	9	平成28年度 (11月末)	13
	漁獲量	市内における外来魚を除く淡水魚（小アユ、ふな、ほんもろこ、すじえび、皮シジミ、ごり、いさざ、はす、こい、うなぎ、なまず、うぐい等）の1年間の漁獲量	t / 年	110	平成27年度	120
施策35 就労支援と働き方の見直し	有効求人倍率（大津公共職業安定所管内）	当該年度3月の大津公共職業安定所管内における有効求人倍率	倍	1.13	平成27年度	1.2
	くるみん認定企業数	大津市内に本社を置く企業の内、厚生労働大臣認定「くるみん認定」を取得した企業の累計数	社	10	平成27年度	37
施策36 再生可能エネルギーの活用	家庭におけるエネルギー消費量（平成22年度）に対する再生可能エネルギーの割合	大津市再生可能エネルギー等活用方針で定めた目標値	%	11.2	平成27年度	16.0
施策37 循環型社会の推進と土砂等の埋立て規制の強化	市民一人あたりのおみ排出量（資源ごみ除く）	ごみの年間排出量（資源ごみ除く）から、一人一日あたりの排出量を算出	g / 人・日	699.9	平成27年度	686
	不法投棄に関する苦情件数解決率	1ヶ月以内に不法投棄物を回収、撤去し、原状回復した件数／電話、メール等で寄せられた不法投棄に関する苦情件数	%	88	平成27年度	90
施策38 行財政改革の強化と持続可能な都市経営	行政改革プランにおける削減効果額（取組期間全体 平成29年度～32年度）	改革実行プランの各取組における取組期間全体の財政効果目標額の合計額	千円	-	-	4,055,326
施策39 公共施設マネジメントの推進	公共施設マネジメントの取組の進捗率	全体業務（作業量が見えるもののみ）を100%とした場合の業務の実施率 以下のとおり各業務の作業量推計に応じて設定 ・取組の評価、検証（白書再編、方針等の見直し：H29～30）→20% ・公共施設全体の具体的な適正化案作成（将来配置素案等：H30）→40% ・大津市版官民連携地域プラットフォームの構築及び運営（H29構築、H29以降運営）→20% ・戦略的な施設保全の推進（公共施設の工事予算調整の新たな仕組み構築、運営H29～）→20%	%	-	-	100
施策40 開かれた市政の推進	年間プレスリリース数	年間の報道機関への市政情報の提供数	件 / 年	881	H25～H27年度 平均	916

資料 8 関連個別計画一覧

基本方針 1 子どもから高齢者までが輝いて、魅力あふれるまちを創ります

基本政策	計画名称	所管課	計画期間
1 子どもの未来が輝くまちにします	大津市子ども・子育て支援事業計画	幼児政策課	平成 27 年 4 月～ 平成 32 年 3 月
	大津市立幼稚園における 3 年保育実施の年次計画・ 大津市立幼稚園規模適正化に向けた実施計画	幼児政策課	平成 28 年 9 月～
	第 2 次大津市次世代育成支援行動計画	子ども家庭課	平成 27 年 4 月～ 平成 32 年 3 月
	第 2 期大津市いじめの防止に関する行動計画	いじめ対策推進室	平成 29 年 4 月～ 平成 35 年 3 月
	第 2 期大津市教育振興基本計画	企画調整課	平成 27 年 4 月～ 平成 32 年 3 月
2 心豊かに暮らせる、福祉が充実したまちにします	第 6 期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	介護保険課	平成 27 年 4 月～ 平成 30 年 3 月
	おおつ障害者プラン（大津市障害者計画）	障害福祉課	平成 25 年 4 月～ 平成 30 年 3 月
	大津市障害福祉計画（第 4 期計画）	障害福祉課	平成 27 年 4 月～ 平成 30 年 3 月
	第 3 次大津市地域福祉計画・ 第 5 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画	福祉政策課	平成 29 年 4 月～ 平成 34 年 3 月
	第 2 期大津市国民健康保険特定健康診査等実施計画	保険年金課	平成 25 年 4 月～ 平成 30 年 3 月
	大津市国民健康保険事業計画（データヘルス計画）	保険年金課	平成 26 年 3 月～ 平成 30 年 3 月
3 生き生きと健康に過ごせるまちにします	健康おおつ 2 1（第 2 次計画）	保健総務課	平成 25 年 4 月～ 平成 35 年 3 月
	第 2 期大津市保健医療基本計画	保健総務課	平成 26 年 4 月～ 平成 31 年 3 月
	大津市がん対策推進基本計画	健康推進課	平成 29 年 7 月～ 平成 37 年 3 月
	大津市新型インフルエンザ等対策行動計画	保健総務課	平成 26 年 6 月～
	第 3 次いのちをはぐくむ大津市食育推進計画	保健総務課	平成 29 年 4 月～ 平成 35 年 3 月
	大津市生涯学習推進計画	生涯学習課	平成 29 年 4 月～ 平成 33 年 3 月
	大津市子ども読書活動推進計画	生涯学習課	平成 29 年 4 月～ 平成 32 年 3 月
	大津市子ども・若者プラン	文化・青少年課	平成 25 年 4 月～ 平成 30 年 3 月
4 つながり大切に、共に支え合うまちにします	大津市協働のまちづくり推進計画	自治協働課	平成 29 年 4 月～ 平成 41 年 3 月
	第 3 次大津市男女共同参画推進計画 （おおつかがやきプランⅢ）	人権・男女共同参画課	平成 28 年 4 月～ 平成 33 年 3 月
	大津市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する基本計画	人権・男女共同参画課	平成 26 年 4 月～ 平成 30 年 3 月
	大津市女性活躍推進計画	女性力室 （人権・男女共同参画課）	平成 28 年 4 月～ 平成 33 年 3 月

基本方針2 自然、歴史、文化、スポーツを重視し、多くの人が集うまちを創ります

基本政策	計画名称	所管課	計画期間
5 インバウンド観光で人が集い、にぎわうまちにします	大津市第2期観光交流基本計画	観光振興課	平成29年4月～平成33年3月
	大津市国際化推進大綱	国際交流室	平成25年3月～
6 自然豊かな景観を守り育て、自然と共生するまちにします	大津市森林整備計画	農林水産課	平成25年4月～平成35年3月
	第3次大津市緑の基本計画	公園緑地課	平成20年7月～平成29年7月
	大津市公園施設長寿命化計画	公園緑地課	平成24年1月～平成36年3月
	(仮称)児童遊園地適正配置計画	公園緑地課	平成29年4月～
	大津市環境基本計画(第2次)	環境政策課	平成23年4月～平成33年3月
	大津市地球環境保全地域行動計画アジェンダ2.1おおつ(第2次)	環境政策課	平成23年4月～平成33年3月
	環境にやさしい大津市役所率先実行計画第6次計画	環境政策課	平成28年4月～平成33年3月
	大津市生活排水対策推進計画	環境政策課	平成23年4月～平成33年3月
7 悠久の歴史と文化を大切にし、次代に継承します	大津市景観計画	都市計画課	平成18年2月～
	古都大津の風格ある景観をつくる基本計画	都市計画課	平成16年4月～
8 スポーツと文化で、生き生きと楽しむまちにします	大津市スポーツ推進計画	市民スポーツ・国体推進課	平成28年4月～平成38年3月
	第2次大津市文化振興ビジョン	文化・青少年課	平成23年4月～平成33年3月
	第2次大津市文化振興計画	文化・青少年課	平成29年4月～平成34年3月

基本方針3 安心、快適に住み続けることのできる活力のあるまちを創ります

基本政策	計画名称	所管課	計画期間
9 安心、安全に暮らすことのできるまちにします	大津市地域防災計画	危機・防災対策課	昭和40年10月～
	大津市水防計画	危機・防災対策課	昭和40年10月～
	大津市国民保護計画	危機・防災対策課	平成19年2月～
	大津市危機管理基本計画	危機・防災対策課	平成22年8月～
	大津市業務継続計画	危機・防災対策課	平成28年10月～
	大津市地籍調査事業計画	路政課	平成26年4月～ 平成32年3月
	大津市既存建築物耐震改修促進計画	建築指導課	平成28年4月～ 平成38年3月
	第10次大津市交通安全計画	自治協働課	平成28年4月～ 平成33年3月
	大津市水道事業中長期経営計画（経営戦略）	経営戦略課	平成28年4月～ 平成41年3月
	湖都大津・新水道ビジョン	水道計画管理課	平成28年4月～ 平成41年3月
	大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）	経営戦略課	平成29年4月～ 平成41年3月
大津市下水道事業中長期経営計画（経営戦略）	経営戦略課	平成29年4月～ 平成41年3月	
10 コンパクトで質の高い持続可能なまちにします	第2期大津市中心市街地活性化基本計画	都市再生課	平成25年4月～ 平成30年3月
	大津市都市計画マスタープラン	都市計画課	平成29年4月～ 平成43年3月
	大津市バリアフリー基本構想	交通・建設監理課	平成23年4月～ 平成33年3月
	大津市道路網整備計画	道路建設課	平成25年4月～
	市橋梁長寿命化修繕事業計画	道路管理課	平成26年4月～ 平成36年3月
	大津市公営住宅等長寿命化計画	住宅課	平成23年4月～ 平成33年3月
	大津市地域住宅計画	住宅課	平成27年4月～ 平成32年3月
	大津市住宅マネジメント計画	住宅課	平成29年4月～ 平成39年3月
11 経済が活性化し、元気なまちにします	大津市中小企業振興計画	商工労働政策課	平成28年4月～ 平成33年3月
	大津農業振興地域整備計画	農林水産課	平成9年3月～
	志賀農業振興地域整備計画	農林水産課	平成3年3月～
	大津市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	農林水産課	平成26年1月～
	大津市農業振興ビジョン	農林水産課	平成29年4月～ 平成41年3月
12 再生可能エネルギーの活用とごみの適正処理でクリーンなまちにします	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	廃棄物減量推進課	平成23年4月～ 平成33年3月
	第8期分別収集計画	廃棄物減量推進課	平成29年4月～ 平成34年3月
	第3期循環型社会形成推進地域計画	廃棄物減量推進課・ 施設整備課（環境部）	平成29年4月～ 平成35年3月

基本政策	計画名称	所管課	計画期間
13 徹底した行財政改革を進め、確かな都市経営を進めます	大津市中期財政フレーム	財政課	平成 29 年 4 月～ 平成 34 年 3 月
	大津市徴収対策指針	収納課	平成 23 年 3 月～
	大津市公共施設マネジメント基本方針	公共施設マネジメント推進課	平成 26 年 3 月～
	大津市公共施設適正化計画	公共施設マネジメント推進課	平成 27 年 3 月～
	大津市公共建築物の維持保全に係る基本指針	公共施設マネジメント推進課	平成 28 年 5 月～
	大津市公共施設等総合管理計画 ～インフラ施設等の状況とマネジメント方針～	公共施設マネジメント推進課	平成 28 年 8 月～
	大津市行政改革プラン 2017 (行政改革大綱・改革実行プラン)	行政改革推進課	平成 29 年 4 月～ 平成 33 年 3 月
	大津市広報広聴活動方針	広報課・市民相談室	平成 23 年 3 月～
	大津市 IT 推進プランⅣ	情報システム課	平成 26 年 4 月～ 平成 31 年 3 月

資料 9 用語解説

■あ行

預かり保育

保護者の希望に応じて、幼稚園の教育時間の終了後、長期休業中等に、幼稚園において一時的に在園児を預かり、保育を行うもの。

あんしん長寿相談所（地域包括支援センター）

平成 18 年 4 月 1 日から介護保険法の改正に伴い創設された「地域包括支援センター」のこと。高齢者が地域で生活していくため、介護だけでなく、医療や財産管理、虐待防止など様々な問題に対して地域において総合的なマネジメントを担い、支援していく中核機関。市内に 8 か所の相談所を設置。

生きる力

社会を生きるために必要となる、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力のバランスのとれた力。

いじめ

当該子どもが、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。

インキュベーション施設

ベンチャー企業などの起業家の育成を目的にした研究開発型の期限付賃借オフィススペースなどを指す。インターネット通信環境や研究用設備を備え、産学交流の環境を整えるなど起業家を支援する仕掛けが整っているものが増えている。

インスタグラム

Instagram 無料の画像共有アプリケーションソフトウェアのことで、写真に特化した SNS である。

インバウンド

インバウンド（Inbound）とは、外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

ウォータースポーツ

水上または水中で行うスポーツのこと。琵琶湖における水泳を始め、ヨット、ボードセーリング、カヌー、水上バイク、ウェイクボードなど。

雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に貯留し、植木の散水などに利用するためのタンクなどの施設や、雨水を地表から地中へ浸透させる浸透樹、浸透側溝や管等の施設。

エンパワメント

「em+power」で「パワーを与える」という意味になり、男女共同参画の分野では、女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくこと。

近江八景

滋賀県琵琶湖西南部の 8 つの優れた景観のことで、①三井の晩鐘、②石山の秋月、③堅田の落雁、④粟津の晴嵐、⑤唐崎の夜雨、⑥瀬田の夕照、⑦矢橋の帰帆、⑧比良の暮雪のことをいう。中国の洞庭湖の瀟湘八景を模して選ばれた。

大津三大祭

山王祭（4 月、場所：日吉大社・坂本一带、1300 年以上の歴史をもつ）、船幸祭（8 月、場所：建部大社・唐崎・瀬田川周辺）、大津祭（10 月、場所：天孫神社一带、国指定重要無形民俗文化財）。

大津市地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の推進に関する法律によって定められたセンター。都道府県知事や政令指定都市・中核市等市長によって指定される。主な業務は地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「活動支援」「照会・相談活動」「調査・研究活動」「情報提供活動」など。

大津市役所環境マネジメントシステム（環境オームス）

温室効果ガス排出量削減及びごみ減量の取組を推進する大津市独自の環境マネジメントシステム。

おおつびと 大津人

大津市生涯学習推進計画において定義している言葉で、地域を知る人、地域を愛する人、地域の担い手として行動する人の総称。

大津百町

現在の大津市中心市街地（JR大津駅～浜大津周辺）は、古くから琵琶湖の水運と東海道、北国海道が交差する交通の要衝であったことから、江戸時代に人や物資、情報が行き交う宿場町・港町・門前町として栄え、100もの町を形成し、人口18,000人を超える東海道屈指の都市として発展を遂げた。この都市の賑わいぶりを「大津百町」という言葉で表現された。

大津若者サポートステーション

若者の就労への自立支援を目的に設置された施設。仕事や就職に関する相談を、専任の相談支援員が個別に対応するとともに、地域ネットワークを使って若者の自立を包括的に支援する場。

オープンデータ化

公共データを二次利用が可能な形式で提供し、様々な角度から分析・判断・活用されるようにするための情報公開の取組。

オールイングリッシュ授業

英語の授業を全て英語で行うことを基本とする授業のこと。授業中は日本語を使用せず、授業中の発言やコミュニケーションを英語で行う授業形態。

■ かが行

介護予防

要介護状態や要支援状態となることの予防、又はそのような状態の軽減や悪化の防止をいう。

かかりつけ医

なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医や専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。

学校・地域コーディネート本部

学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てていこうというもので、地域のボランティアが学校を支援する、これまでの仕組みを更に発展させて組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行おうとするもの。

学校評価

学校の経営計画や教育計画に基づいて実践される教育活動がどの程度機能しているか計るもの。その結果から学校の優れている部分や学校が抱えている課題を明確にし、学校改善を進め、児童生徒をよりよく育成させるもの。

家庭的保育

児童福祉法に基づく事業で、保育に欠ける児童（3歳未満）を対象に、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的な雰囲気の下で小規模な保育（定員5名程度）を行うもの。

かんきょうびと 環境人

大津市が独自に使っている表現で、持続可能な社会の構築という課題に対し、生活や仕事などを通じて、また地域環境に接しながら、人と自然、人と社会環境の関係について自ら関心を持ち、認識を深め、社会構造の変革までも視野に入れて主体性をもって責任ある行動を実践する人のこと。

観光コンテンツ

琵琶湖や神社仏閣、スポーツ体験やお土産品など、来訪や消費を促す魅力的な観光素材や商品。

観光プロモーション

マーケティング戦略の一部。観光客誘致促進のための販売促進活動。あるいは広報活動のこと。

間伐

森林の保全と整備を目的として、木の成長に伴って、混みすぎた林の立木を一部抜き取ること。

環びわ湖大学・地域コンソーシアム

滋賀県内に立地する大学と地方自治体が相互に連携し、また、産業界、非営利法人、住民など広範な連携ネットワークを形成し、さまざまな連携事業を実施することにより、滋賀にある大学として存在感のある個性輝く大学づくりを目指すとともに、地域社会の発展に貢献することを目的とした組織。大学と地域・産業との連携事業のほか、単位互換事業等を行う。

キャリアアップ

より高い専門的知識や能力を身に付けること。経歴を高くすること。高い地位や高給職への転職。

救急救命士

救急車などの搬送路上で緊急事態に救急救命処置を施すことを主業務とし、心肺停止状態の傷病者や血圧の下がった傷病者、低血糖の傷病者に対して医師の指示のもとに輸液等の必要な救急救命処置を行う国家資格を受けた者のこと。

行財政改革

社会経済情勢の変化に対応して、行政組織の効率化と経費削減を行いながら、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を最大限効果的に活用して行政運営を行っていくための取組。

協働提案制度

協働の担い手育成を趣旨とする「パワーアップ・市民活動応援事業」と、市民・市民団体及び事業者が、行政と共に地域の諸課題等の解決策をつくりあげ、活動する「テーマ型提案事業」で構成。協働のまちづくりの理念を具現化する制度。

業務継続計画（BCP）

災害時に自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、スムーズに業務が継続できるように優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を予め定める計画。

くらしの便利帳

市民の暮らしに関わりの深い市政情報をまとめた冊子。転入者用として昭和59年度から毎年発行。平成22年度に官民協働事業で市内全世帯配布分と転入者分を作成。平成24年度、平成27年度にも同事業を実施した。

グリーンレンジャー

児童遊園地や都市公園、都市緑地における樹木の簡易な伐採をはじめ除草や清掃などを行う維持管理活動団体（大津市から活動の承諾を得た地域の自治会等）。

クリエイティブ産業

映画、映像、放送（アニメ含む。）、音楽、出版（マンガ含む。）、ゲームなどのコンテンツ分野及びデザイン分野の産業等に代表される、文化的コンテンツを含む産業。

グループホーム

障害者施策において、地域で共同生活を営むのに支障のない障害者が、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を受けながら、共同生活を営む住居。

くるみん認定

次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し一定の基準を満たした企業を、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定するもの。

グローバル化

政治・経済・文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

ケアマネジメントアドバイザー事業

学識経験者等アドバイザーが、医療・保健・福祉・介護等の関係者に対して、在宅療養中の難病患者・家族のQOL（生活の質）の向上を図れるよう助言を行う事業。

経常収支比率

市税や地方交付税など毎年経常的に収入される使徒の制限のない一般財源が、人件費や扶助費、公債費など毎年固定的に支出される経常的歳出にどの程度充当されているかを示す比率。

健康寿命

健康日本21（第2次）では、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定められている。大津市では、健康寿命の指標として「日常生活に制限のない期間の平均」としている。

公園愛護会

地域の自治会及び大津市から活動の承諾を得た、都市公園清掃活動団体。

後期高齢者医療制度

平成20年度から始まった日本国内に住む75歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者（65～74歳）で障害のある者を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度。根拠法は「高齢者の医療の確保に関する法律」。

公共施設マネジメント

公共施設の老朽化に伴う費用の増加や、人口減少や少子高齢化、市民ニーズの変化など、公共施設を取り巻く環境の変化や課題に対応し、将来にわたり持続可能な行財政運営を進めるために公共施設を適切かつ総合的、計画的に管理運営していくための取組。

広聴

行政機関などが広く一般の人の意見や要望などを聴くこと。

高度情報化

情報技術が高度に発達し、コンピュータやインターネットによる情報システムの利用が広く市民生活や企業活動に浸透するようになること。

子育て支援プログラム

子どもとコミュニケーションのとり方、しつけ方を学習する行動療法に基づくプログラム。

湖都

比叡・比叡の山々に抱かれ、琵琶湖のほとりに位置する美しい自然環境と質の高い歴史と文化を有する大津市の特徴を象徴するまちの表現。

古都保存法

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」の略。大津や京都、奈良など、昔、都が置かれていた土地で歴史上意義を有する建造物、遺跡などが周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、形成している土地の状況を「歴史的風土」ととらえ、これを後世に引き継ぐべき国民共有の文化的資産として適切に保存するため国などにおいて講ずべき措置を定めた法律。

子どもの発達支援

発達に課題をもつ子ども（障害を含む。）に対して、個人の尊厳にふさわしい日常生活を営むことができるよう、地域において、子どもやその家族に対して、保健、福祉、教育、医療的援助を行うこと。

コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。「学校運営協議会制度」ともいう。

コミュニティビジネス

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組。近年では「ソーシャルビジネス」という言葉が使われるケースが増えている。

コワーキングスペース

事務所スペース、会議スペース等を共有しながら独立した仕事をする事ができるスペースのこと。レンタルオフィス等の個別ブースで働くのではなく、図書館のような解放されたスペースで働くことができる。

コンパクト化

コンパクト（小さくて中身の充実しているさま）へ向かう動きのこと。

コンパクトで持続可能なまちづくり

都市化による拡大・量的発展を目指す志向から、少子高齢化・人口減少社会を踏まえた適正な規模のまちへと転換し、持続発展を図ること。都市部は周辺への市街地化を抑制したコンパクト化を、郊外部は優れた地域特性を生かした活性化を目指し、それぞれが交通を始めとした交流でネットワーク化が図られ、環境と社会経済活動とのバランスが継続的に保たれる市全体としてのコンパクトなまちを形成しようとする考え方。

■ さ行

災害ボランティア

主として地震や水害、火山噴火などの災害発生時及び発生後に、被災地において被災者及び被災地支援として、応急・復旧活動や復興活動を行うボランティア。

再資源化

紙・鉄くず・アルミニウム・ガラス・布などの循環資源を原料に戻して、再び製品にして使用すること。

再生可能エネルギー

エネルギー供給構造高度化法で規定されている「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス。

財政力指数

全国の地方公共団体の財政力を同じ尺度で測るための指数で、普通交付税上の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値で、いわば、ある団体について、標準的な税制のもとでの歳入が標準的な歳出を賄える比率を過去3年間平均したもの。この数字が1を超えていれば、その団体は、3年間を通してみると、自分の団体の標準的な税収などで標準的な行政運営を行う財政力を有していることになる。

在宅医療連携拠点

在宅療養を支えるため、医師会、歯科医師会、薬剤師会を始め、訪問看護ステーションや病院など関係機関と保健所、あんしん長寿相談所の連携体制を構築する拠点のこと。

在宅療養

病気や障害があっても住み慣れた自宅等で医療や介護を受けながら暮らすこと。

里地里山

奥山自然地域（相対的に自然性の高い地域）と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される。

三者協働

市民・市民団体（NPOや自治会、社会福祉法人、学校法人、公益財団法人など）、事業者、行政が、まちづくりの主体として自主的に行動し、互いに尊重し認め合い、話し合いに基づいて役割を分担し、共通の目的である公共的な課題解決や公共サービスを支えるために力を合わせて取り組むこと。本市では「大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例」を制定している。

事業者

個人で事業を営んでいる個人事業者から、大きな工場や卸・小売業を営む法人事業者、文化・学術・研究などの活動を市内で展開する事業体まで、市内で何らかの事業を行い、大津市のまちづくりに関わる全ての事業者を対象とする。

自主防災組織

学区を単位とする学区自主防災組織と、概ね自治会を単位とする地域自主防災組織の総称。大規模災害発生時に自らの身は自ら守る「自助」、地域で助け合う「共助」の理念のもと組織的活動を行う。

自主防犯組織

防犯の視点から安全なまちづくりに資する活動に自主的に取り組んでいる団体。

持続可能

「持続可能」という理念は、1987年、国連の環境と開発に関する世界委員会（WCED）の最終報告書「地球の未来を守るために（Our Common Future）」（いわゆる「ブルントラント報告」）において提唱された。ブルントラント報告では、「持続可能な開発」とは「将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズをも満足させるような開発」とされている。つまり「持続可能なまち」とは、将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズも満足させるまちのこと。

市町村合併

地方自治法に基づいて行われる市町村の廃置分合の形態で、合体（新設合併、対等合併）と編入（吸収合併）の2種類の方法がある。財政の強化、規模の適正化、行政サービスの向上などを目的に行われる。

児童虐待防止研修

子どもがさまざまな暴力（いじめ・虐待・誘拐・性暴力など）から自分たちの大切な心とからだをまもるために何ができるかを考える教育プログラム。

児童クラブ

児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に就学している児童に、適切な遊びや生活の場をあたえ、その健全な育成を図る施設。

市民活動

市民・市民団体、事業者が自主的かつ主体的に行う、不特定多数のもの利益の増進を図ることを目的とする活動。

市民活動センター

協働によるまちづくりを推進するため、市民活動のための場の提供や、情報の収集及び発信、講座の開催、活動の相談、団体相互連携の促進などの事業を行う協働の拠点施設。

社会的事業所

障害のある人とない人が共に働く施設のこと。障害のある人全員と雇用契約を締結し、障害のある人が継続的に働くための支援を行う機能を有する。

住宅市街地総合整備事業

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

小1すこやか支援員

小学校1年生の児童が学校教育にスムーズになじめるよう、生活面でのきめ細やかな支援等を行うために配置される支援員のこと。

小規模保育

0～3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育。

消防活動支援協定

各種災害において、消防隊等の活動が迅速に着手出来るよう、事前に市内の事業所等と結ぶ消防活動の協定。

将来展望人口

今後の人口変化状況を踏まえるとともに、人口減少に歯止めをかける施策に取り組むことにより実現できると思われる大津市の将来人口のこと。大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略に示されている。

食育

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、食について考える習慣や食に関する知識、食を選択する判断力を身に付けるための学習などの取組。

食のブランド化

食を地域振興に活用しようとする流れのなかで、有利な品質や生産者・製造者に対する信頼・支持・評価を獲得し、地域固有の価値を付加していくための一連の取組。

自立支援プログラム

生活保護を受給する世帯が就労支援を始めとした各種プログラムに取り組むことにより、経済的・精神的自立をし、生活保護から脱却することを目的とするもの。

知る権利

国民が公的な種々の情報について公開・提供を要求する権利。また、国民の国政に関する情報収集活動が国家権力によって妨げられない権利。

人権擁護委員

市民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努める者。大津市長の推薦、大津市議会の同意を経て、法務大臣から委嘱される。

スクーリングケアサポーター

小学校で不登校やその傾向にある児童に対して、別室登校や放課後登校などで支援を行う大学生等のボランティアで、本市教育相談センターにおいて研修を受ける者。

スクールカウンセラー

学校において、児童生徒等へのカウンセリングや、児童生徒等への対応について教職員、保護者への専門的な助言や援助を行う心理の専門家。

すこやか相談所

保健師やヘルスアドバイザー等が常駐し、赤ちゃんから高齢者まで保健・福祉の相談や支援を行う中核機関。市内に7か所の相談所を設置。

生活衛生関係営業施設

市民の日常生活に極めて深い関係のある営業施設で、旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所、遊泳用プールなどをいう。多数の人が利用する施設であるため適正な衛生管理が求められるもの。

生活介護事業所

常に介護を必要とする障害のある人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を提供する事業所。

成年後見

病気や事故などにより判断能力が不十分になった人のために、家庭裁判所が援助者を選び、本人を保護する制度のこと。

世界遺産

1972年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づき、人類共有のかけがえのない財産として「国際的」に保護・保全していくことが義務づけられている「遺跡」や「建造物」、「自然」などのこと。ユネスコの世界遺産リストに登録されている。

瀬田浦クリーク

大津市瀬田地区に位置し、昭和40年代に滋賀県の埋め立て事業により、上流域の雨水を排水するために造られた水路。

選択と集中

自社の得意とする事業分野を明確にし、そこに経営資源を集中的に投下する戦略のこと。限りある行政資源を有効に活用し、必要な行政サービスを的確に提供していくため、優先的な公共サービス分野を選択し、行政資源を集中することで、効率的・効果的なまちづくりと行財政運営に努め、持続可能なまちを目指す考え方。

総合型地域スポーツクラブ

いつでも・どこでも・だれでも継続的にスポーツに親しめる環境づくりを目指す地域に根ざした自主運営型スポーツクラブ。多世代・多種目・地域コミュニティの醸成といった特色を持つ。

ソーシャル・インクルージョン

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から擁護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み、支え合うという理念。

■ た行

多文化共生

文化や民族などの異なる人々が、それぞれの文化や価値観の違いを認め、同じ地域社会の一員として、共に生きていこうとする考え方。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

地域医療

地域の医療機関が機能の分化と連携を進め、診療所と病院など各医療機関が相互に円滑な連携を図り、それぞれの医療機関が有する機能を有効に活用することにより、患者が地域で継続性のある適切な医療を受けることができるシステム。

地域子育て支援拠点

主に就学前の子どもとその家族が気軽に集い交流する中で、親の子育てへの不安や負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図るために設置する拠点。

地域猫活動

地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指し、将来的には飼い主のいない猫を減らすことを目的とする活動。

地域福祉

誰もが、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくために、さまざまな主体（行政・事業者・NPO・ボランティア・住民など）が連携し、制度の充実とともに、人と人のつながりや協働を大切にすることで、自治と共生のまちをつくっていくこと。

地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

地域防災力

地震や豪雨といった自然現象による被害の発生を防ぐ又は最小限にとどめる社会（地域）の力。災害リスクの予測評価と理解、被害の未然防止対策の実行、災害発生後の応急対応や復旧・復興に対する準備、対策を推進する地域の力。

地域連携クリティカルパス

医療機関から在宅へ安心して戻れるよう切れ目のない医療を提供するため、急性期から回復期、維持期に至る医療連携クリティカルパス（共同でつくる診療計画）に保健福祉サービスを含め、関係者と利用者が共同して作成するケア計画のこと。

地区防災計画

一定の地域における地区居住者や事業者等が策定する自発的な防災活動についての計画。阪神・淡路大震災、東日本大震災により、地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性を認識されたことで、平成25年6月の災害対策基本法改正で「地区防災計画制度」が創設されている。

地産地消

主に農産物の分野などにおいて、地元で生産されたものを地元で消費すること。

知・徳・体

「知」は確かな学力、「徳」は豊かな人間性、「体」は健康・体力のこと。

中3学習会

高校進学のための学力・学習意欲の向上を図るほか、生活力の向上や自らが目指す将来の姿の確立をねらいとして行う学習支援事業。

提案型アウトソーシング事業

行政の視点から民間委託の可能性を検討するだけでなく、民間事業者等が保有する柔軟な発想と創意工夫の視点から民間委託の可能性を検討し、多様な市民ニーズへの的確な対応を目指すとともに、「効率的で質の高いサービス」と「コスト縮減」等を図ることを目的として実施する事業。

低炭素社会

化石エネルギー消費などに伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化できる社会。

データヘルス計画

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、全ての健康保険組合に作成・公表・事業実施、評価等の策定が求められている、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画のこと。

寺子屋プロジェクト（子どもの居場所）

地域で長期休暇中等の子どもたちの学習支援や安心して集える場所の提供を行う事業。子どもたちに学びの楽しさや地域のあたたかさを伝え、心の豊かさや安心を育むことを目的として実施。

伝統的建造物群保存地区

城下町、宿場町、港町、農漁村集落などの伝統的建造物群及びこれと一体的にその価値を形成している環境を保存するため、市町村条例及び都市計画法により定める地区をいう。特に市町村の申し出に基づき、同地区の区域の全部又は一部で、我が国にとって、その価値が特に高いものとして文部科学大臣が選定した地区を重要伝統的建造物群保存地区という。

特別支援教育支援員

幼稚園、小・中学校、高等学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習上のサポートを行ったりする特別支援教育で配置される支援員のこと。

都市間競争

人、物、財、情報などが、より魅力ある都市へ集中することから、それらの獲得を目指し、都市同士で競争しあうこと。

都市近郊農業

都市の周辺で行われる農業のことで、都市に新鮮な農産物等を周期的に供給することを目的に野菜や花などの作物を栽培する。

都市経営

経営とは、人、物、財、情報などを最適な組み合わせで管理し、合理的かつ効率的に目的の実現を目指すことであり、地方公共団体も1つの経営の主体であるとするもの。公共性の観点から限られた予算や人材等を効率的・効果的に、また、投資を適切に行うことで都市を運営し、市民福祉の向上に資する一連の行為。

トップセールス

市長など組織の長自らが自治体の優秀性等を他の国や自治体に積極的に売り込むこと。

トレイル

森林や原野、里山などにある「自然を楽しみながら歩くための道」のこと。全国各地に距離の長いトレイル「ロングトレイル」が設定され、これらの道を歩いたり走ったりするスポーツが人気を集めている。

トワイライトステイ

子どもたちが夕方から夜にかけて安心して過ごせる場所の提供を行う事業。子どもたちに生活意欲や、学習意欲、自己肯定感の向上を図ることを目的として実施。

■な行

ニート

Not in Education,Employment or Training（就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者）の略で、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では、若者無業者のこと。若者無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者。

日本遺産

文化庁が認定する「地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー」のことで、ストーリーを語る上で欠かせない魅力あふれる有形・無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としたもの。

認知症

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態（およそ6ヶ月以上継続）。このうち18歳から64歳の間に発症する認知症を若年（性）認知症と呼ぶ。

認知症カフェ

認知症の本人や家族、医療・介護の専門職、地域の人などが集い、気軽に交流したり、情報を共有したりする場のこと。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っており、3～5歳の子どもは、保護者の就労状況にかかわらず教育・保育を一緒に利用することが出来る施設。

熱心まちづくり出前講座

市民のもとへ職員が出向き、行政の取り組みや職員の専門知識を生かして開催する講座。市民が市政に関する理解を深め、協働のまちづくりを目指すことが目的。

ノーマライゼーション

どのような障害があっても、障害のない人と同じように生活し、活動できる社会が本来の社会の姿であるという考え方。

■は行

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。

廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再利用）

3Rとは、Reduce、Reuse、Recycleの3つのRの総称で、Reduceとは、物を大切に使い、ごみを減らすこと、Reuseは、使えるものは繰り返し使うこと、Recycleは、不用物を資源として再び利用することを意味している。

働き・暮らし応援センター

障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関。

ハッピー“育Men”

所属長とのコミュニケーションツール「育児参画計画書」等の活用により、男性職員が育児休暇を取りやすい職場環境を創出する取組として津州市が導入した市役所における率先行動の名称。

バリアフリー

高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く高齢者・障害者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と関わらない形での外出をしている場合も含む。）。

病児保育

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かるもの。

ファシリティマネジメント

アメリカで生まれた新しい経営管理方式の概念で、「企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動」と定義（（公社）日本ファシリティマネジメント協会）されており、単に手法という範疇から、より広くファシリティマネジメントを経営的視点に立った総合的な活動と捉えるもの。

フェイスブック

代表的なSNSのひとつ。だれでも無料で使うことができるが、会員になるには個人情報の登録が必要となる。画像や動画、メッセージの交換などを通じて、知人や同じ趣味を持つ人などとの様々なコミュニケーションを図ることが可能。

不妊・不育症

不妊症は、（公社）日本産科婦人科学会の定義（H27.8）では、1年経過しても妊娠に至れない状態。不育症とは、流産、死産や新生児死亡（生後1週間以内の死亡）などを繰り返し、結果的に子どもを持つことができない場合をいう。

プレスリリース

政府や自治体、企業等が行う、報道機関に向けた、情報の提供・告知・発表のこと。

ベビープログラム

初めて赤ちゃんを育てている母親と0歳児の赤ちゃんと一緒に参加するプログラム。受講形式で育児の知識やスキル、親の役割を学び深める。

防災協定

安全で安心できるまちづくりに向け、警察や行政、関係機関、関係団体、住民などが協力し合えるように取り決めを定めた防災上の協定。

防災士

「自助」、「共助」、「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高めることが期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した者。

ほ場整備

農地の省力化、効率化を図り生産性の向上を図るため農地の整形と用排水路や農道を一体的に整備すること。

ボランティア

特に見返りを求めず相手に何かをすること、あるいはする人。相手は人間に限らず、自然、社会などの場合もある。

■ま行

（仮称）まちづくり協議会

概ね小学校区などの範囲において、域内の住民、活動者や団体によって構成された協議型の地域共同体。地域の実情や課題に応じて、住民の福祉を増進する取組を行うことが目的。

マネジメント

一般的には「管理」を意味する。様々な資源や資産・リスクなどを管理し、経営上の効果を最適化しようとする手法のこと。

モビリティ・マネジメント

一人一人のモビリティ（移動）が、個人的にも社会的にも望ましい方向（すなわち、過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向）へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策。

■ や行

ユニバーサルデザイン

障壁（バリア）の存在を前提にその除去（フリー）を行うバリアフリーに対し、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を必要とする者のこと。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正で、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を市町村に義務付けること等が規定された。

幼保一体化

就学前の子どもの教育の充実と保育園の待機児童解消の観点から幼稚園と保育園を同一敷地内において一体的に運営することや、幼稚園教諭と保育士の研修交流や共通カリキュラムの活用などを通じて、すべての子どもに質の高い幼児教育と保育を提供するための方策。

■ ら行

ライフライン

上下水道、ガス、電気、交通網等、人々の日常生活に必要不可欠なインフラ施設・設備の総称。

療育

障害のある児童のために行う医療と保育・養育。

6次産業化

農林漁業者自らが生産だけでなく加工・流通販売を一体的に行ったり、農林漁業者と商工業者が連携して事業を展開する、農林漁業の可能性を広げようとする取組。

■ わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と家庭の調和のこと。国民一人一人が、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す考え方。

■ アルファベット

A L T

Assistant Language Teacher の略（外国語指導助手）。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とするか同等の英語力を有する外国人のこと。

F A M ツアー

familiarization tour の略称で、視察や見学の目的で関係者を無料で招待する旅行のこと。招待視察旅行、招待旅行などとして使われる。

H A C C P（ハサップ）

H A C C P（Hazard Analysis and Critical Control Point）は、食品の製造・加工行程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果にもとづいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法。

I C T

情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。従来から使われている情報技術（IT=Information Technology）に代わる言葉として使われる。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として I T が普及したが、国際的には I C T が広く使われる。

NPO

非営利組織（Non Profit Organization）の略。社会問題の解決や社会的サービスの提供などを目的とした活動を行う、営利を目的としない団体の総称で、特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は「NPO法人（特定非営利活動法人）」と呼ばれる。

PCB

ポリ塩化ビフェニル（Poly Chlorinated Biphenyl）の略。昭和 28 年ごろから製造された合成油で、優れた電気絶縁性、不燃性などの特性により電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、その毒性や環境汚染が社会問題化し、昭和 47 年以降の製造は行われていない。平成 13 年 7 月 15 日に、いわゆる「PCB 特別措置法」が施行され、PCB 廃棄物の適正処理の体制整備と適正処理が義務付けられた。

PPP/PFI

PPP（Public-Private Partnership）は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。PFI（Private Finance Initiative）は、PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略。インターネット上で、社会的ネットワークを構築し、人と人とのつながりを促進するサービスのこと。

Wi-Fi

Wi-Fi（Wireless Fidelity）は、電波を用いて数 m～数十 m 程度の範囲内で高速なデータ通信を行う通信技術で、「アクセスポイント」と呼ばれる中継器を中心に、複数のコンピュータや電子機器を相互に接続して通信ネットワークを形成することができる仕組み。